

令和5年2月21日 開会  
令和5年2月21日 閉会  
第 22 回  
(通算第 211 回)

# 吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 1 号

吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。

令和5年2月14日

吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学

- |   |    |                     |
|---|----|---------------------|
| 1 | 日時 | 令和5年2月21日           |
| 2 | 場所 | 吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室 |

第 22 回吉賀町農業委員会会議録		
招集年月日	令和5年2月21日	
招集の場所	吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室	
応招委員	農業委員	会長 齋藤学 代理 三井利民 2番 藤井和子 3番 森下保 4番 尾崎勝典 5番 正木潤一 6番 河野達 7番 山吹寛 8番 田淵文雄 9番 見川恒栄 10番 田村薫平 11番 河口貴哉
	農地利用 最適化 推進委員	潮民雄 茅原忠夫 河野雅俊 近藤彰彦 齋藤一政 田中一成 橋本俊郎 房崎主税 三浦浩明 右田巧 本廣順保
不応招委員	なし	
出席委員	農業委員	会長 齋藤学 代理 三井利民 2番 藤井和子 3番 森下保 4番 尾崎勝典 5番 正木潤一 6番 河野達 7番 山吹寛 8番 田淵文雄 9番 見川恒栄 11番 河口貴哉
	農地利用 最適化 推進委員	潮民雄 茅原忠夫 河野雅俊 近藤彰彦 齋藤一政 田中一成 橋本俊郎 房崎主税 三浦浩明 右田巧
欠席委員	農業委員	10番 田村薫平
	農地利用 最適化 推進委員	本廣順保
欠員	なし	
本回の議長	会長 齋藤学	
本回到職務のために出席したものの職氏名	事務局長 堀田 雅和 事務局員 齋藤 真央	
開会	議長は 9時00分 開会を宣告	
閉会	議長は 9時50分 閉会を宣告	
本回提出議案及び日程	別紙のとおり	
議事録署名委員の指名	河口貴哉 三井利民	
会期の決定	令和5年2月21日	
開議	令和5年2月21日	
備考		

第 22 回農業委員会  
(通算第 211 回)

令和5年2月21日

吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室

開会

会長挨拶

議案

- |       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について           |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について           |
| 議案第3号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について |
| 議案第4号 | 吉賀農業振興地域整備計画の変更について            |

事務局	<p>本日の欠席の方は、田村委員、本廣委員、農業委員さん12名の内11名出席という事で、会議が成立していることを、ご報告いたします。</p> <p>それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>議事録署名委員として河口委員、三井委員を指名します。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号について説明します。</p> <p>農地の所在は沢田〇、地目は田、面積〇㎡です。</p> <p>譲渡人は〇さん、六日市の方、譲受人は〇さん、柿木の方です。</p> <p>今回の申請地は六日市〇のところにある農地です。</p> <p>譲受人は、農地を取得して申請の農地で大豆を栽培されるとのことです。機械はトラクター等を所有されています。</p> <p>下限面積は沢田地区は30aですが、取得後は70a以上あるので問題ありません。</p> <p>無償譲渡とのことです。申請の農地は〇さんが現在所有している農地に隣接しており、周囲の営農方法は熟知しているそうなので問題はないと思われます。</p> <p>以上です。ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>えっと、それではですね、第1号議案の1でございますけど、農地の方の担当は河口委員さんでよろしいでしょうか？</p>
河口委員	<p>先日現地確認して、本人さんにも確認しましたが、本人さんが、すでに耕作されている農地の隣で、もう、いつでも作付け出来るように綺麗に整地されておりました。別段問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>現地確認の農業委員さんの説明は終わりましたので、皆様のご意見を聞こうと思います。ご意見のある方、挙手でお願いします。</p> <p>ご意見がないようでしたら採決の方に移らせていただきますがよろしゅうございますか。</p> <p>それでは、第1号議案の1につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます挙手全員でございます。よって認可されました。</p>
事務局	<p>議案第1号の2番について説明します。</p>

	<p>譲渡人は○さん、六日市の方、譲受人は○さん、沢田の方です。</p> <p>今回の申請地は六日市○のところにある農地です。</p> <p>譲受人は、農地を取得して申請の農地で有機野菜や栗などを栽培されるということです。機械は耕運機を所有されています。</p> <p>下限面積は沢田地区は 30a ですが、取得後は 30a 以上あるので問題ありません。</p> <p>無償譲渡ということです。申請地周辺に民家はなく、周囲の農業方針は熟知しているので問題はないと思われませんが、万が一苦情が出た場合には責任をもって善処されるそうです。</p> <p>以上です。ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>この案件につきましても河口委員さん、よろしくをお願いします。</p>
河口委員	<p>はい、先日本人さんと○さんのお母さんの方と 3 人でちょっとお話ししたんですが、現地を見る限りは、今は荒れている状況でして、雪の関係もあったので荒れているのは仕方ないと思ったのですが、まだ若いのでやる気はあるようです。</p> <p>色々お母さんに教えてもらいながら、自分の技術を使って色々栽培して店舗に販売したいそうです。その辺からしたら、やる気はあると思うので、特に問題ないのではないかなと思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、皆様のご意見を伺おうと思います。ご意見のある方、挙手でよろしくをお願いします。</p> <p>無いようでしたら採決に移らせていただきます。</p> <p>第 1 号議案の 2 につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。</p> <p>はい、挙手全員でございますので認可されました。</p>
事務局	<p>議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p> <p>議案第 2 号について説明します。</p> <p>農地の所在は蔵木○、地目は畑、面積○㎡です。譲渡人は○さん、蔵木の方、譲受人は○さんです。場所は蔵木○の位置になります。</p> <p>農地区分は 2 種農地と考えられ原則転用不可ですが、代替地が無い場合には転用</p>

	<p>が可能となっております。申請者からは他に適当な土地がなく、新たに住宅を建設したいということです。</p> <p>転用目的は個人住宅です。申請地の南側に農地があるが、境界をコンクリート擁壁とし、建物との間を空け、被害が出ないようにします。また、既存の水路はなく排水は川に流すので問題ないと考えますが、万が一苦情が出た場合は善処するそうです。また土地改良区からは意見なしとのこと。</p> <p>以上、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>はい、それでは、地域担当の農業委員の尾崎委員さん、コメントをお願いします</p>
尾崎委員	<p>おはようございます。19日の夕方の地主さんと3人で現地を確認しました。道路は蔵木線から〇m入ったところで、取り付け道路が3mくらいに付いって、東側ですね。南側は1.2mくらいで、石垣で畑ですね。それから西側が竹藪です。それは〇さんの持ち物です。北側は、取り付け道路の里道になって、1mくらいの里道になっって、別に宅地にしても問題ないと思います。排水路も北に5mくらい行ったところに排水路があって、それに流すように言っておられました。</p> <p>別に問題ありません。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>一応現場の方は問題はない、というコメントでございます。</p> <p>皆さんの意見を拝聴したいと思います。よろしくをお願いします。</p> <p>よろしいですか？はい、無いようでしたら採決に移ります</p> <p>第2号の1につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます</p> <p>はい、挙手全員でございますので、2号の1につきまして、認可されました。</p> <p>議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号について説明します。</p> <p>この農地利用集積計画というのは農地に利用権を設定するものになります。</p> <p>基盤法の審査基準により、耕作すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められること、農業に対し意欲と能力があること、などご審議いただければと思います。</p> <p>新規案件を読み上げます。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>

議 長	<p>利用権設定の、今回の新規は、結構あるんですけど、全部説明は終わりました。更新も含めまして、皆様のご意見を伺いたいと思います。</p> <p>ご意見のある方、挙手でよろしくお願いします。</p>
茅原委員	<p>ちょっと聞いてみたいんだけど、52 kgですが、10 a あたりは 60 kgと言われたような感じがしたんだけど、ここに 52 kgと出るとするのは、どういう事なんですか。上に 10 a あたりの賃料という事で、言われるのは 60 kgと言われたような気がしたんですが、ここには 52 kgと書いてあるんで。これは、どういう事なんですか？</p>
事務局	<p>1 番は 3 筆あるんですけど、3 筆それぞれ面積が違うんですけど、1 筆あたり 60 kgという約束をされているそうです。</p> <p>例えば 1 番ですけど、面積が 1426 m<sup>2</sup>の農地も 60 kgで、2 番目のも 60 kgで、3 番目も 60 kg、ということ、これを割り戻したものが 10a あたりに割り戻したものが 52 kgという事です</p>
茅原委員	<p>はい</p>
議 長	<p>他にございませんか？</p>
三井委員	<p>一番最後の、蓼野の分ですが、この面積、少ないんですけど、で、1 筆なんですけどもね、これ、江上さん、中間管理機構、こんなんでも預かるわけ？</p>
江上相談員	<p>私はこちらの方の取り扱いは、直接いたしておりませんので、こちらの吉賀町の中間管理機構の農地集積相談員ではありますが、全て私が取り扱いしてるという状況ではありませんので、申し訳ないです。これは、面積的にも中間管理機構としては、人・農地プランの該当、もしくは、地域で認められた認定農業者、そして、認定新規就農者ですね、そうした方であれば、すでに経営計画を立てた中で、農業を進められるという事であれば、認めるという事です。</p> <p>そうしたところに該当するのではないかと、私思うんですが。そうした方であれば、きちんと吉賀町の中で、すでに地域の中で、行政においても、そして、各組織の中でも、その方を農業者として、経営計画を立てられて、そしてきちんと、農業をされる、という風にですね、全体的に認められるという方についてはですね、農業を継続的にされる、そして、地域の農業を守る、という事であらうかと思います。</p>

議 長

どうもありがとうございました。

まだですね、〇さん、新規の農業者になってないですが、申請は出ておるとい  
状況でございます。

他にございませんか。

無いようでしたら採決の方に行きたいと思いますがよろしいですね？

利用権設定、新規につきまして賛成の農業委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、認可されました。

議案第 4 号 吉賀農業振興地域整備計画の変更について、を議題とします。事務  
局説明をお願いします。

事務局

議案第 4 号について説明します。議案書の 10 ページ以降、併せて別冊の参考資料  
をご覧くださいと思います。

農業振興地域整備計画とは、農業の発展を図り、その地域の整備に必要な施策を  
計画的に推進するために立てられている計画であります。

このたび町が定めております農業振興地域整備計画にあります、農業を振興する  
区域として指定している「農用地域」から、別の用途に利用するため除外するこ  
とについて農業委員会に意見を求められております。

議案書の 11 ページをご覧ください。農用地域からの除外申請が 1 件出ておりま  
す。

農地の所在は福川〇、地目は畑、面積は〇㎡の内〇㎡、土地の所有者は〇さんで  
す。除外の理由は、駐車場と倉庫の建設です。

参考資料をご覧ください。農地の場所は、位置図をご覧ください。福川〇の位置  
になります。農地区分は 2 種農地と考えられ原則転用不可ですが、代替地が無い場  
合や集落に接続して設置する場合には許可は可能となっております。

この案件は追認となります。追認というのは、許可を受けずに転用をされたもの  
について、悪質ではないこと、許可申請をされれば許可が見込まれること、始末書  
等の内容から見て今後は、違反行為を行わないと認められること、といった点を考  
慮して、後日、転用許可を認めるものです。

整理番号 1 について、2 ページから 7 ページにかけて、付近図、現況写真、計画  
図をつけておりますので参考にご覧ください。

次に議案に戻ります。12 ページをご覧ください。これは、農用地域への編入  
となります。農地の所在は田野原〇、地目は田、面積は〇㎡のうち 6 ㎡、土地の所  
所有者は〇さん、編入の理由は携帯基地局の建設の中止です。

参考資料の 9 ページををご覧ください。場所は、田野原〇のところにあります。  
10 ページ以降に付近図、現況写真をつけておりますので、ご覧ください。

以上、2 件の手続きについて、今後の流れを申し上げます。農業委員会や土地改良区等の意見を踏まえて、町が県と協議します。そして、協議が整いましたら公告をして計画が変更されることとなります。1 つ目の案件については、農業振興地域の農用地区域から除外されますと、その後、転用申請が出てくることとなります。

転用申請が出てきた際には改めてご審議いただくこととなります。

説明は以上となります。この案件についてご協議いただき、農用地から除外することに対して農業委員会の意見を町へ返す事となります。

以上ご審議をお願いします。

議 長

それでは、今説明が終わりましたように、議案第 4 号の 1 件目の方から、皆さんの意見を拝聴したいと思います。

現地の方につきましては、三井委員さんに見てもらっておりますので、よろしくをお願いします。

三井委員

すでに、何年も前に出来上がって、仕上がっておるんですけど、というのも今、住んでおられる〇君は、7～8 年前だったかな？こっちに帰って来まして、家も新しくして、その時駐車場も一緒に作ったんですけど、それ以前に倉庫がすでに建っております、おばあさんが、住んでおまして、今 92、93 歳になりますけどね。

地籍調査の時からかどうか分かんないんですけど、役場の人に来て、税金が高くなります、という話があったって、本人に伝えたわけです。そうしたところが、図面をちょっと見てもらうと分かるんですが、L 型になって、L の出っ張るとる方に、そこがもう、元々花壇とか、果樹を植えておったわけです。そこらも、もう本人は頭の中で、ここが宅地になったのかな？という風な解釈して、実際に固定資産税の資料を貰うたんですけど、こんな中で、住宅用地として、分けて税金が来とるわけです。もうてっきり、それは農地じゃなくなっている、宅地になったんだな、と思って、何も考えずに駐車場にした、と。倉庫については、おばあさんが 1 人でおって、農業用倉庫という事になるんでしょうが、そこは、申請がいる、というのを知らなかったんじゃないかな、と。その時点では、倉庫の方は申請が出てなくて、こっちも確認不足ではあったんですけど、そういう事で、こういう事態が起こった、という事で、本人も、税務住民課に行っただけですね、そうとうやり取りをしたみたいなんです。要するに、基本的に倉庫を建てた所を宅地にした、という事で、切図で分筆でもされていたら分かるんでしょうけど、そういう事も出来てないんで、その筆の

	<p>中で、その倉庫の土地を 70 m<sup>2</sup>って図面は書いてあるけど、実際には 96 m<sup>2</sup>できとるんですけどね、面積的に宅地にしてあるのは。そういう風な感じで、ちょっと色々行き違いがあつて、こういう事が起こった、という事で、まあ本人も非常に反省しております、確認が足らなかった、という事で、まあ故意にやっとするわけではない、という事でその所の承知してほしい、という事でした。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>どうも、ありがとうございました。以上のような担当者の委員さんの説明でございます。</p> <p>それでは、皆さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
三井委員	<p>ちょっといい？</p>
議 長	<p>はい</p>
三井委員	<p>今後はこういう事が起こらないように、産業課と税務住民課とで連携してですね、やっぱり倉庫を建ててから、宅地にするんよね？面積を。だから、そういう風になりますよ、と。ちゃんと 90 歳前のおばあさんに説明しても、そりゃ、分かりませんのでね、やっぱりちゃんと、長男なら長男に、その人にきちっと説明する事も必要じゃないかな、という事も、今回感じました。</p>
議 長	<p>他にご意見ございませんか？</p> <p>はい、それでは無いようでございます。それでは 1 項目ずつ承認を取っていきます。第 4 号議案の 1 について、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。</p> <p>はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、議題 4 に 1 について承認いたしました。</p> <p>続いて、4 号議案の 2 番目の変更の土地につきましての案件でございます。</p> <p>令和 3 年に出ております、私もこれちょっと覚えているような気がします。これがまた、中止になったという事でございます。転用が中止になったという件でございます。転用を中止するという事につきまして、事務局が説明した通りでございます。皆さんのご意見を伺いたいと思います。</p> <p>山吹さんに、現地の方を一応見てもらっていますので、ご報告よろしくをお願いします。</p>
山吹委員	<p>それでは、報告します。昨日現地に行って見てまいりました。その近くに、あの</p>

議 長	<p>○さん、と言われる方が住んでいますので、建設予定地であったところを、立ち会ってもらって確認しました。現在は、冬と一緒に、枯れ葉があるだけで、まだ畑やなんかに使用できるようなもんじゃない状態です。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。先ほど説明がありました様に、転用を中止する、という案件でございます。意見が無いようでしたら採決の方に移らせていただきます。</p> <p>議題4の2番目の項目につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。</p> <p>はい、ありがとうございます、全員賛成でございますので、認可をされました。</p> <p>それでは今4条の案件二つ承認いたしました。この4条につきましての別紙の別紙がある、地図ですとか、始末書のコピーが付いております、この資料だけは、ちょっと後で回収したいと思いますので、お戻しいただきたいと思います。</p> <p>その他の方に移りたいと思います。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします</p>
事務局	<p>この農地法第18条第6項の届出は、農地の貸し借りされていたものが合意解約された案件の届出です。</p> <p>詳細の説明は省略させていただきますが、1番は耕作地が遠方であるため、2番は規模縮小です。1番と2番の農地については、○さんが借り受けて耕作されます。</p> <p>3番は、使用貸借から賃貸借に変更するためです</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>では、次の非農地証明交付申請の承認について、を議事とします。事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号ですが、これは先月、非農地証明書の交付申請があったものについて、委員さんに現地確認をいただき、非農地証明を発行いたしました。詳細は担当地区の委員さんからご報告をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、担当の森下委員、よろしく申し上げます</p>
森下委員	<p>おはようございます。今、事務局の方から説明がありましたが、先月の議題として出たものでございます。</p>

実際には、昭和の時代から、合併前の旧六日市時代からこの現場につきましては、台風とか豪雨の度に被害が出ておりました、その中から、町、県に対して陳情を続けとったんですが、なかなか予算が付かない、という形で事業自体は遅れておりました。そして、この土地の所有者は、相続して今の娘さん、○君の母親が相続したんですが、その母親の方も平成30年に亡くなられて、それから○さんが相続した、といういきさつがございまして、その段階で県の方から治山事業という形で取り上げる、という事になった時に、最初は母親の方で申請したと思うんですが、そういうことがあって、なかなか、申請が○君本人も、自分のところに来ていなかったんで分からなかった、といういきさつを、先日現地で聞きまして、それが分かってから、遅くなったけど、今回申請を出させていただいた、という事で、本人も大変、低頭で私に謝ったんですが、「私に謝る必要はない」という事だけは本人に申しました。これにつきまして、これを農地に、今から、というのはなかなか難しいな、というところで、推進委員の方、それから河口さんとも話したという事です。

以上です。

議長

はい、ありがとうございます。

それでは続きまして、報告の2号の2番の方を、私の方から報告させていただきます。

先月、農業委員会の方に出ました村島さんの、非農地の関係でございまして、この土地につきまして、1月の21日、先月の農業委員会の後、茅原委員、それから私、それから本廣委員という事で、現地を調査いたしました。

現地に入りましても、○さんいらっしゃいませんでしたので、お留守でありましたが、その土地に入り確認したところでございます。

県道に添いまして、擁壁が建ち、すでに作業小屋、車庫っていうのが、もうしっかり建っております、とても農地に変更できるような状況ではございません。裏の方もきちっと宅地なみに整備されて、おります、と。

まあ、本人さんお留守でありましたので、後ほど、本廣委員さんを通しまして、個々で確認させていただいた、という事で、ご本人にも、ご了解をとって対処した、という事で、とても農地に復帰するのは不可能という事で、ここで証明したいと思っております。

以上です。

以上、本日提出しました議案につきまして、終了したいと思います。

午前 9時 50分閉会

